

令和 3 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第6回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年6月24日(木) 午前10時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局担当部長
子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副 部 長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担 当 副 部 長
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
学 校 施 設 管 理 室 長 井 上 敦 史 君
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君
子 育 て 支 援 室 長 松 澤 ひとみ 君
子どもすこやか室長 坪 田 忠 宏 君

文化国際室長
中央図書館長

小林和幸君
大迫美恵子君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

門田美奈子君
中村友美君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件
- 日程第 4 学校防災指針改定の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 6 児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件
- 日程第 7 箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市立学校の敷地変更の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会の所管に係る令和2年度一般会計補正予算（第21号）の件
- 日程第10 箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の件
- 日程第11 箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員解職及び任命の件
- 日程第12 箕面市社会教育委員委嘱の件
- 日程第13 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第14 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第15 生徒指導の件
- 日程第16 生徒指導の件

(午前10時開会)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和3年第6回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)
- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、稲田委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育委員会委員関係ですが、6月3日には、特殊勤務手当の不正受給についての教職員の懲戒に関して臨時会を開催いたしました。また17日の教育委員会協議は船場の生涯学習センターや図書館のオープンに先駆けまして視察をしていただき、いろいろなご意見をいただきました。続けてその場で協議を行いました。次に教育長関係ですが、令和3年第2回箕面市議会定例会が開催されまして、6月2日の文教常任委員会、6月22日、23日の一般質問で多

岐にわたって質疑がありました。特に一般質問の中で、先ほど述べましたが、中学校教員による特殊勤務手当の不正受給、あるいは度重なる個人情報、表簿等の紛失等についていろいろとご意見をいただきました。改めましてこの場でお詫び申し上げます。今後そういったことが二度とないようにしていきたいと思っております。その中で具体的にご意見いただいておりますのは、5Sを徹底するべきだというものです。なかなか学校現場において「徹底してやります。」とは言いにくいのですが、教育委員会事務局が範を示すという意味で、できるところから取り組んでいかないと個人情報の紛失というのは防げないので、順次やっていきたいと思っております。表簿の紛失については具体的にいろいろとアドバイスをいただいております。簿冊は市役所の地下の倉庫で保存し、頻繁に使用するものは常用のシールを貼って原課に置いておくことになっており、同様に、学校現場についても常用の扱いで、学校現場に置いておくというルールにしています。しかし現実には学校でそれらの簿冊をさほど使うことがないので、どこかで一括して保管する、極端に言うと市役所に保管するというのも一つの方法だと思っております。議会でも新たな提案がありましたので、保管の方法を根本的に変えたいと思っております。学校の教職員の意識を高めると言いますが、ほぼ見ることがない簿冊なので意識は高まりません。そのあたりは事務的にやっていきたいと、現在検討を進めております。

次に、6月17日に桃山学院教育大学との連携協定の調印式が行われました。採用等で桃山学院教育大学から優秀な教員を送っていただくという目的での連携です。行事関係ですが、臨時の校長経営会議等では、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、例えば運動中のマスクについてはしなくてもいいという指導ができていないか等について、複数回、行っております。6月7日には教職員の綱紀粛正及び法律違反について改めて校長を集めて徹底しております。5月19日には市内の全教職員向けにオンラインで熱中症予防対策研修会を行いました。WBG Tの配信についても26日から行いまして、箕面くらしナビを見ていただきますと、中小あるいはとどろみの森学園の数値が見られますし、万が一のこともありますので、今年度からは新たにくらしナビで重ねて環境省のデータも見られるようになりましたので、機械に不都合があっても何らかの方法でその時の数値を見られるようにしております。5月27日には全国学力テストと大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）をしました。テストについてはこれまで何度も説明させてもらっていますが、箕面市の場合はステップアップ調査がありますので、国語や算数等教科のテストは重なっている感があるのと、子どもたちや学校現場にも負担を強めますので、教育委員会としては、参加したければ参加してもいいという自由参加という形でおろしております。ただ教科横断型のテストは大阪府独

自のものなので、それは必須で受けることとしています。結果として、教科横断型のテストは受けていますがその他の教科は全校受けていません。

ちょっと長くなりますが、緊急事態宣言からまん延防止等重点措置に変わりましたので、そこにも触れておきたいと思います。6月21日から7月11日までまん延防止等重点措置になっておりまして、教育委員会所管でどのように変わっているかというところ、学校現場についてはこれまでとほぼ同様の状況ですが、一部変わっておりますのが、修学旅行などについては、受け入れ先が大阪から来ることを拒んでない、相手先が緊急事態宣言下でないという方針で、満たさない場合は中止か延期をなささいとなりました。今までの「都道府県をまたいで移動するのがいけない」というところが、少し言い方を変えております。あと、部活動や放課後の居場所、施設開放その他については感染症対策を徹底して実施することになっています。ただ、引き続き感染リスクの高い活動については中止、あるいは感染対策を徹底するようにと指示しています。幼稚園、保育所関係についても同様に感染リスクの高い活動については中止、あるいは感染対策を徹底するという考え方です。生涯学習施設につきましても一部時間の制限やイベントのルール等、大阪府の方針に沿った形で制限は加わりますが、基本的には全館、船場の生涯学習センター、図書館を含めてオープンしています。あと、夏の成人祭ですが、これもお話しさせていただいていますように、感染対策をしっかりとした上で、4月開催とほぼ同じ方針で開催します。2部開催にすること、入場については定員の1/2を上限にということで実施する予定です。中止基準についても、緊急事態宣言下の場合は中止ということで、今回はホールや企画自体も延期できないので、新成人を入れず式典のみを実施して動画配信するという方法を考えております。感染症対策についてはほぼ以前と同様徹底したいと思います。ただ4月は式典のみでしたが、今回は式典に少しイベントをプラスして開催する流れで、感染症対策をしていきたいです。「箕面・世界子どもの本アカデミー賞」ですが、学校現場との連携について、1学期の学校行事である、修学旅行や、運動会、体育祭、プール指導等、感染のリスクの高いものを全部2学期以降に先送りしたため、実際にこの賞にかかる作業の時間や、その後の学校教育の活動に繋げていく時間が取れませんので、今年度も残念ながら昨年続き中止させていただくこととしました。箕面手づくり紙芝居コンクールにつきましても、緊急事態宣言が始まる前の4月15日から募集を始めておりまして、止めるわけにはいきませんので、コンクールは続けております。ただ、審査についてはオンラインで行うということで、すでに1次審査もオンラインで終わっておりますし、この後の審査も工夫をしながら、今までのように2次審査、最終審査とといったことに凝り固まらずに、感染症対策ができる形でこちらもオンラインで実施していこうと思っています。た

だ、紙芝居まつりのほうは、大阪府のイベントのルールに沿った形で密にならないように開催したいと思っています。合わせまして来年度以降の話ですが、紙芝居まつりについてはこのまま続けていく方針にはなっていますが、コンクールについては、われわれ市側の課題としては、参加者がだんだん減ってきている、もしくはかなりの割合で同じ人がぐるぐる回って参加していて裾野が広がっていない、箕面市のかたの参加が10数名となっていることなどです。われわれとしては税金の使い方について問題意識を持つことになりましたし、企画・運営いただいている市民のかたにつきましてもかなりの労力をかけられてなかなかしんどいようですので、来年度以降は紙芝居まつりはこのまま続けますが、コンクールという形については一旦置くという方向性もあると最終調整をしております。最後になりますが、パラリンピックの採火イベントというものがあり、あまり皆さんご存じではないですが、それぞれの自治体が、何らかの形で火をつけて、その火を大阪府に持って行き、大阪府でいろいろな自治体の火を集め、その集まった火を東京に持って行き、東京で全国の火が1つの火になるといったイベントになります。火のつけかたは市町村に任せられていますので、ある所は子どもたちが昔ながらの火のつけ方でつけた火にする等、いろいろなつけ方の火を集めるということです。箕面の場合は、まんどろの火祭りで火をもらうことになっていたのですが、残念ながらこれもコロナで中止になり、どうしようかと思っておりましたが、まんどろ火祭りは開催されませんが、何とかつけた火を箕面市としては大阪府に持って行こうと考えております。長くなりましたが、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第15、報告第72号「生徒指導の件」及び日程第16、報告第73号「生徒指導の件」は、人事案件 その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第63号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針を定める必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、令和3年5月28日に決定いたしました、緊急事態宣言が延長された、同年6月1日から6月20日までの間の対策でございます。小学校及び中学校における対策として、市立小学校、中学校、学童保育を通常どおり行うこととし、小学校の施設開放、放課後の自由な遊び場開放事業は休止を継続することといたしました。幼稚園、保育所等における対策として、市立幼稚園、保育所を通常どおり行うこととし、子育て支援センター、市内公共施設のキッズコーナーは休止を継続することといたしました。生涯学習施設における対策として、市立図書館、市立生涯学習センター等の各公共施設を臨時休館することといたしました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第63号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第4、報告第64号「学校防災指針改定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、箕面市学校防災指針の一部を改定する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。改定いたしましたのは、「休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等の種類」につきまして、とどろみの森学園を含む、市内全ての小学校及び中学校において、「暴風雪警報」を加えることとした他、災害対策基本法の改正等に伴い、市の避難情報の種類を、「高齢者等避難」、「避難指示」に改めたものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）　：　箕面市の学校で土砂災害警戒区域に入っているのは、萱

野北小学校、北小学校、第一中学校で正しいですか。

- 子ども未来創造局教育政策室長 : 学校の敷地にハザードエリアがかかっているのは稲田委員がおっしゃった3校です。
- 委員(稲田滋君) : とどろみの森学園を除く小中学校に、休校・時程の繰り下げ等の基準となる警報等の種類が4つあって、そのうちの3番目に「ただし大雨警報(土砂災害)を除く」となっていますが、大雨警報でも土砂災害の大雨警報が出たら休校ではないという理解でいくのでしょうか。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : その通りです。
- 委員(稲田滋君) : 土砂災害警戒区域に入っている学校が3校あって、その3校はどちらかといえば、とどろみの森学園と同じような扱いにした方がいいのではないかと思うのですが、土砂災害警戒情報が発令されたら、どういう取扱いになるのでしょうか。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 土砂災害警戒情報が発令されましたら、その状況を注視して、市の避難情報の発令を待って休校等の判断を行うことを基本として考えております。
- 委員(稲田滋君) : 土砂災害警戒情報が出たからといってただちに休校・時程の繰り下げ等にはならないということでもいいのですね。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 土砂災害警戒情報をもって休校、繰り下げ等の基準とはしておりませんが、実際の運用を考えますと、土砂災害警戒情報が発表されて、特定の地域が危険な状態になった場合は市の避難情報が出されることとなっておりますので、その市の避難情報に従って休校・時程の繰り下げ等を行うこととなります。
- 委員(稲田滋君) : 今のご説明では、市の避難情報をもって教育委員会として判断するということですが、もう少し基準を明確にしておく方がいいのではと思っています。例えば、暴風雪警報のようないつ出るかわからないような警報を基準に入れるようなら、土砂災害警戒情報が出たらどうするのかという形で基準を入れておく方がいいと思います。私も詳しくはわからないので、大雨警報(土砂災害)が出た後、どれくらいのタイミングで土砂災害警戒情報が出るのか、いろいろなパターンがあるのでしょうか、ちょっとわかりません。ただどちらかというと、とどろみの森学園の方の基準にこの土砂災害警戒区域が入っている3校をもっていった方がいいのではないかと思います。大雨警報(ただし「大雨警報(土砂災害)」を除く)という文言が非常に気になったので意見させていただきました。
- 教育長(藤迫稔君) : 補足ですが、大雨警報(土砂災害)については、かなり長い期間出ます。この日に出たが、その次の日、また次の日に晴れていても出ているといった点があります。市の避難情報の高齢者等避難や避難指示もわりと早めに出ます。真夜中に出しても動けなくなるから今は晴れていても出す

とか、逆にいつまでも出しているということがあります。また市境の一番端の家の何件かだけなど局部的に出る場合など、実際に過去の大雨の際もそうでしたが、その辺りに子どももいないし、通学路にも何の支障もない場合や、逆に局部的な避難情報でも通学路に関係ある場合など、いろいろなパターンがあるので、その場合は一定教育委員会が判断をすることとし、機械的にこれが出たら全域というよりも、個々の事例を判断して決めるということで、理解いただけたらありがたいです。

- 委員（稲田滋君）： わかりました。危険がないように適切に判断して出すということでお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 委員（大橋亜由美君）： 実際の災害時に先生がたにはどのようなマニュアルが用意されているのか気になります。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 各学校ごとに明文化した運用マニュアルは用意しておらず、この箕面市学校防災指針に基づいて各学校で対応をとっております。
- 子ども未来創造局副部長： 学校では避難訓練を実施しており、その際には避難経路として階段は非常に集中してしまい避難しにくいので、基本は運動場への避難と考えておりますが、その経路についてはきちんと各学校で定めております。
- 教育長（藤迫稔君）： 安全の確保というのはいろいろあります。大雨もあるし地震もあるし不審者もあります。それは学校の中できっちりと訓練して、火災の時は火が出ている所を避けてこう避難しようなど、運動場に集まったらこういう風に点呼をとり管理職に報告して確認するなど、そういったマニュアルは共有できています。ただ箕面の場合は運動場に出たから次にどこかに移動するようなどころまでは想定していないので、運動場まで出て点呼をしてきっちり避難できているか確認するということまでしか共有できていません。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第64号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、報告第65号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局組織及

び事務分掌規則を一部改正する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、議案書12ページからで、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則において、子ども未来創造局の政策調整室に係る規定を改めた他、市立船場図書館の設置に伴い、関係規定を整理する等の改正をしております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第65号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、議案第36号「児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、地方税法の一部改正に伴い、児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正するものです。その主な内容としまして、地方税法等の一部を改正する法律により、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用に関する規定を削除するものです。なお、附則におきまして規則の施行は、家庭階層区分の判定開始である令和3年7月1日とし、同日までに実施の費用徴収額の判定につきましては、別表備考第1号の規定により前年度分の市民税で判定するため、従前の例によるものとしています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第36号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、議案第37号、「箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、多胎妊婦への妊娠健康診査にかかる費用に対する公費助成の拡充をはかるため、通常14回の妊婦健康診

査よりも5回追加で受診費用を助成し、多胎妊婦の負担軽減をはかるため、箕面市妊婦健康診査費用助成要綱の一部改正を提案するものです。その内容としましては、現在妊婦のかたに対しまして14回分、合計11万6,840円分の妊婦健康診査費用を助成しておりますが、多胎妊婦のかたにつきましてはさらに1人あたり1回5,000円分の検査費用を最大5回を限度として助成し、合計19回分、14万1,840円分まで拡充するものです。合わせて、外国で妊婦健康診査を受診した場合の健診にかかる費用の算出方法等について規定するとともに、助成金の申請にかかる様式を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）： 今回の多胎妊婦の健診に対し追加の助成があることは今までになくありがたいことだと思います。私自身が多胎妊娠で出産しているので、このような助成はありがたいですが、生まれてから、あるいはお腹にいる時から、ハイリスク妊娠と呼ばれていて、普通ではない状態で出産しています。ただでさえ産後は万全の状態ではない中、かなりのリスクを負って出産し、2人の子どもを育てていくという状況におかれます。その中で、生まれる前も非常に大変で、サポートが欲しいと思うこともたくさんありますし、生まれてからも、子どもたちは双子だからといって同じ時間に起きてくれるわけではないので、母親は寝る時間もごはんを食べる時間もない状態です。出産はみなさん大変さはありますが、やはり多胎妊娠は相当大変なので、生まれてからのサポートも非常に必要と思います。赤ちゃんの時だけが大変なのではなく、私が一番支援が欲しかったのが健診の時です。健診に1人で2人を連れて行かなくてははいけません。同じ時に産まれているので、1人ずつ連れて行くわけにもいかず、2人を同時に診せにいかなくてははいけません。3歳半くらいになると自分で歩いてくれたりしますが、1歳半の時はまだおぼつかない段階で、1人で2人を抱えて行くというのは非常に大変だったと記憶していますので、例えば健診の時等にサポートいただきたいです。いろいろなサポート体制はあると思いますが、やはり本当に大変な時に助けてくださいとなかなか言えないですよ。親になったから子どもは責任を持って自分の力で育てなければいけない、やらなくてはいけない、という思いを抱えて育児されているかたも結構いらっしゃると思います。何かの折に「大丈夫ですか、サポートが必要なら言ってくださいね。」などとこまめに声かけをしてもらえると、お願いしますと言いやすくなると思います。何かあれば連絡くださいという感じで始めに案内だけされて放っておかれると、正直、助けてくださいと言えないのが現実だと思います。私がお話したくらいしか自分の経験では話せませんが、箕面市内にはたくさん双子、三つ子の保護者や、すでに育てた先輩保護者もいるので、いろいろな声を聞いていただいてできる追加のサポートを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

- 代表教育委員（山元行博君）：何かご意見ございますか。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：健診サポートまでできているかわかりませんが、今、市で実施している事業等をご紹介しますと、まず令和元年6月から産後の母親をサポートする産後ケア事業を始めています。昨年度も1組のかたが利用されておりまして、つい先日6月に出産されたかたも使いたいというお声はいただいております。また、社会福祉協議会で実施されている、家事中心のサービスですが、ふれあいホームサービス事業のご案内をしています。子育て支援室では一時預かり保育事業、ファミリーサポート事業のほか、同じ境遇のかた同士が集える、ふたごちゃんあつまれオープンスペースは、昨年度はコロナの関係で1回しかできていませんが、通常、年2回実施しています。
- 代表教育委員（山元行博君）：ぜひよろしく願いいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：高野委員がおっしゃっているのは、助けてほしいと言にくいということなので、妊娠中にも何かアプローチできることはありますか。こちらからアプローチできるという意味では、全戸訪問などがそうでしょうか。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：今、子どもすこやか室にいる12名の保健師は地区担当制にしています。妊娠届を出していただいた時に、その中で、気になる母親に積極的にサポートするようにしている他、産まれてから4ヶ月までの間に全て訪問しています。そういった中でサポートできる体制は整えていますので、当然訪問した時にこちらからも声をかけますが、向こうからも相談してもらいやすい関係作りをするようにはしています。
- 委員（高野敦子君）：私は全戸訪問に本当に助けられました。上2人が双子で下が1人ですが、下が産まれた時の全戸訪問の時、上2人の子育てが本当に大変だったので、その時にいろいろなことを相談できたので良かったです。ぜひ今後も充実させていってください。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第37号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第38号、「箕面市立学校の敷地変更の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校施設管理室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長：本件は、箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校の運動場に隣接する箕面市が所有する緑地を同校の運動場とすることに伴い、同校の敷地の変更について提案するものです。本敷地

は当初大阪府が所有していた緑地でございましたが、本市が譲り受け、現在公園緑地室が所管しております。敷地面積としては1,315㎡となります。今回第3期の校舎の増築工事を行っておりますが、本敷地を併せて運動場として整備しましたため、所管を教育委員会に変更いたします。そのため、運動場面積が13,322㎡から14,637㎡に拡張される形となります。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：緑地であったということですが、例えば山が崩れてきた時にそこで抑えるための緑地であったということはないのですね。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長：はい、ございません。
- 委員（稲田滋君）：では運動場となっても安全性に何も問題のないということよろしいですか。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長：その通りです。
- 教育長（藤迫稔君）：学校と調整して、この敷地の運用をイメージできているのか、もしくはただ単純に運動場が広がるだけなのか、説明できることはありますか。
- 子ども未来創造局学校施設管理室長：運動場として利用できる敷地が拡張されたということになります。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第38号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、報告第66号「箕面市教育委員会の所管に係る令和2年度一般会計補正予算（第21号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和2年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和2年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、令和2年度箕面市一般会計補正予算第21号として、学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、8千844万2千円の減額を、歳出におきましては、積立金の確定により、7千904万4千円の増額を、それぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におき

まして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、2億7千193万2千円の増額を、計上しています。生涯学習関係につきましても、歳入におきまして、市債の減額により、30万円の減額を、計上しています。なお、本件につきまして、市長は、令和3年3月31日付けをもって専決処分されております。また、主に新型コロナウイルス緊急対策事業について、8事業、合計6億1千97万3千328円を繰越明許費とし、東京2020オリンピック聖火リレー事業について、合計1千108万6千333円を事故繰り越ししています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第66号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第10、報告第67号「箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和3年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和3年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましても、令和3年度箕面市一般会計補正予算第3号として、子育て世帯生活支援特別給付金交付事業の実施に伴い、歳入及び歳出におきまして、7千812万6千円の増額をそれぞれ計上しています。なお、本件につきましても、市長は、令和3年4月22日付けをもって専決処分されております。次に、令和3年度箕面市一般会計補正予算第4号として、学校教育関係につきましても、中学校校門の電気錠設置に伴い、歳出におきまして、391万円の増額を計上しています。子育て関係につきましても、多胎妊娠妊婦健康診査支援事業の実施に伴い、歳入におきまして、国庫補助金として、12万5千円の増額を、歳出におきまして、25万円の増額を、それぞれ計上しています。生涯学習関係につきましても、文化財保護活用事業の実施に伴い、歳入におきまして、国庫補助金として、169万7千円の増額を、歳出におきまして、339万6千円の減額を、計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第67号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第11、報告第68号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員から辞職願が提出されたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要性が生じたため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項及び第4項並びに箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則第2条の規定に基づき任命したのでご報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(大橋亜由美君) : 選出区分から見て、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員のかたは充て職だと思えますが、実際に箕面市内のいじめ問題にこの委員のかたがたはどのような役割を果たしているのでしょうか。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : それぞれの立場についてですが、例えばPTA連絡協議会であれば学校から学校協議会等での情報も得られるかもしれませんが、大阪府池田市子ども家庭センターではいじめに限らず関与した児童生徒の情報等、もし虐待等にかかわるようであればそういった情報も入る可能性があるかと思えます。警察に関してはいじめの内容によっては警察も協力して対応するケースもありますので、そういった点でそれぞれ関わっていただけたらと思います。
- 委員(大橋亜由美君) : まわりに実働的に動く組織が別にあるのですか。これは、大きく箕面市の状況に関してみなさんで情報共有するといった協議会ですよね。そういう風に認識したらいいのでしょうか。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 箕面市いじめ問題対策連絡協議会は箕面市でどのような対策をしているかであったり、いじめの件数や重大事態の件数であったり、全体の概要を主に共有するような場になっています。例年そういった報告をさせていただいています。
- 教育長(藤迫稔君) : 補足しますと、虐待を取り扱う要保護児童対策協議会と同様に、いじめ問題を取り扱う親会議として、いじめ問題対策連絡協議会があります。それぞれいろいろな箕面市内の関係団体の組織から参加いただいています。組織として箕面市のいじめの状況はこうなっています、虐待の状況はこうなっています、こんな課題があります、今後このように進めていきます、ということに関連する組織すべてで、その場で共有していただいています。

そのことによって実働部隊が動く時、例えばいじめの問題でしたら箕面警察と連携する時に、箕面警察は、組織として箕面はどんな状況になっているか分かっているの協力をしますということ、要保護児童対策協議会でも組織として共有できていますので、こういった時にはお互い情報共有しながら連携を密にしていきたいと思います、といった、全体を押さえる親会議という位置づけだと思っていたらと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、よろしいでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第68号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第69号「箕面市社会教育委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市社会教育委員の任期が令和3年4月30日をもって満了したことに伴い、新たな委員を委嘱する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。その内容といたしましては、新たに委嘱します社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに箕面市社会教育委員に関する条例第2条、第3条及び第4条の規定に基づき令和3年6月1日付けで委嘱したものです。委員は10名で、学校教育関係者1名、社会教育関係者4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験者2名、市民2名となっております。なお、委員の任期は令和3年6月1日から2年間です。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第69号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第13、報告第70号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市

教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第70号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第71号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る5月20日に開催されました令和3年第5回箕面市教育委員会定例会会議録、及び6月3日に開催された令和3年第4回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」についてお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第15、報告第72号、「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第72号及び報告第73号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案3件、報告11件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和3
年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時54分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）